

青少年健全育成・支援に関する新たな計画について

現行計画

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく県の青少年の健全な育成に関する総合的な計画で、平成 24 年 12 月策定。
子ども・若者育成支援推進法第 8 条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランで同法第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けられる。
- 計画の期間：平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 か年

策定の趣旨

- 現行計画の期間が満了することにより、新たな計画を策定する必要がある。
- 現行計画策定後の社会経済情勢の変化や本県の現状・将来を見据え、新たな取組や事業の見直しを行う。
- 本県の総合計画である次期 5 か年計画との整合性を図り、県の部門別計画として策定する。

策定のスケジュール

- 【平成 28 年度】
 - ① 現行計画の進捗状況の検討・評価
 - ② 埼玉青少年意識と行動調査の実施
- 【平成 29 年度】
 - ① 埼玉県青少年健全育成審議会への諮問
 - ② 「試案」の作成
 - ③ 「試案」の公表及び県民コメント実施
 - ④ 埼玉県青少年健全育成審議会による答申
 - ⑤ 計画案の策定
 - ⑥ 議会への議案の提出
 - ⑦ 計画の承認
 - ⑧ 計画の公表

策定方針

- 1 計画の期間
平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）まで 5 か年
- 2 基本理念
次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかに発達・成長する社会をつくる
- 3 計画のポイント
 - 青少年の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を推進
 - 教育、福祉、雇用などの各分野の施策と相まって、総合的に青少年の健全育成・支援の施策を推進
 - 行政、学校、団体や企業等の連携を強化し、県民総がかりでの取組を促進
- 4 「計画の基本目標」と「現状と課題」

【現行計画の基本目標】

- I 明日の埼玉を担う青少年の育成・支援
- II 青少年が安心・安全に生活できる環境の整備
- III 家庭・学校・地域が一体となった教育の推進と子育て支援の充実

【家庭】

- ・ 核家族化、ひとり親家庭の増加など親が不安や負担を抱えやすい現状
- ・ 貧困の連鎖を断つ取組、児童虐待防止の取組

【地域社会】

- ・ 地域におけるつながりの希薄化の懸念
- ・ 共助の取組の促進

【情報通信環境】

- ・ インターネットの急速な普及等が青少年の成長に正負の影響
- ・ 違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応

【雇用】

- ・ 求める人材の高度化、若者の就労状態の不安定化
- ・ キャリア教育・職業能力開発の機会の充実、若者の雇用の安定化